

令和8年4月21日

保護者の皆様へ

さいたま市教育委員会教育長  
さいたま市立宮前小学校長

### 体罰・暴言等不適切な指導に関する相談について

さいたま市では、教職員による体罰禁止の徹底と暴言等不適切な指導の根絶に取り組んでいます。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。

教職員は、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはなりません。また、児童生徒の心を傷つけ、人格を否定するような暴言等不適切な指導についても同様です。

今年度（令和8年4月以降）、お子様又は、お友達が体罰・暴言等不適切な指導等（児童生徒性暴力等を含む）を受けたと感じた場合は、管理職又は担当教員に御相談ください。なお、相談の際は、次ページの相談票を御使用ください。電話による相談も可能です。

教職員による体罰禁止の徹底と暴言等不適切な指導の根絶に向け、保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

#### 1 相談に当たって

- (1) 相談票は、原則として記名式とします。プライバシーは必ず守りますので御理解ください。後ほど詳しくお話を聞く場合があります。
- (2) 相談は、随時お受けいたします。
- (3) 学校への相談を望まない場合は、教育委員会への相談も可能です。
- (4) 相談票は、体罰・暴言等不適切な指導の相談及び実態把握をするために使用します。それ以外の目的のためには使用しません。
- (5) 相談票は、体罰・暴言等不適切な指導以外（児童生徒性暴力等）の相談についても御利用いただけます。

#### 【さいたま市のホームページにおける相談票の掲載箇所】

トップページ>子育て・教育>教育>お知らせ>体罰・暴言等不適切な指導に関する相談について  
トップページ>子育て・教育>教育>教育委員会>相談・手続き>体罰・暴言等不適切な指導に関する相談について

#### 【学校・相談窓口】

さいたま市立宮前小学校・教頭 電話623-8121  
〒331-0046 さいたま市西区宮前町341

#### 【教育委員会・相談窓口】

さいたま市教育委員会教職員人事課管理係 電話829-1654  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4